

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で最大震度6弱を観測した地震では、児童を含む5人が亡くなり、400人以上が負傷した。

特に、学校関係では、200人以上の児童生徒等が重軽傷を負い、1,400を超える学校が、校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

中でも、学校施設のブロック塀が倒壊し、下敷きになった児童が亡くなったことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。

翌6月19日、文部科学省は教育委員会等に対し、学校施設におけるブロック塀等の安全点検を要請したが、学校施設の点検とその安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けた対策を併せて講ずる必要がある。

よって、政府においては、学校施設や通学路のブロック塀等の安全性を確保するため、下記の事項について積極的な対応を行うよう強く要望する。

記

- 1 被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
- 2 全国の通学路についても、ブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施するとともに、地方自治体が安全対策等を民間事業者と連携し速やかに実施できるよう、技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀の安全性に問題がある場合においても、対策を講じることが可能となるよう併せて検討すること。
- 3 国土交通省が所管する防災・安全交付金における効果促進事業を積極的に活用し、ブロック塀等の安全対策を推進するよう地方自治体に促すこと。
- 4 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。また、文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金における公立学校施設の防災機能強化事業においては、複数の市町村が一体となり申請することを認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣  
（提出者）全議員